

別記様式第7号（第7条関係）

駐 車 許 可 申 請 書		第 号 年 月 日
警察署長 殿		
申 請 者	住 所 氏 名	
車 両 番 号		
駐車許可の日時		
駐車許可の場所		
駐車が必要な理由		
駐車場所周辺の 見取り図	当該申請に係る場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称等が判別 できるもので、当該申請に係る場所に印を付したものは、別紙のとおりである。	
<p>上記申請については、次のいずれにも該当(ただし、4についてはそのいずれかに該当)することから申請いたします。</p> <p>1 申請に係る日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではない。 ○ 目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものではない。 <p>2 申請に係る場所及び方法</p> <p>駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所、方法ではない。</p> <p>(1) 駐車禁止規制のみが行われている場所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無余地となる場所及び放置駐車となる場所にあつては道路交通法第45条第1項各号に掲げる場所ではない。 <p>(2) 時間制限駐車区間の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所ではない。 <p>3 駐車に係る用務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関等による移動では目的が達成できない。 ○ 5分を超えない貨物の積卸し(時間制限駐車区間においては、道路標識等により表示された時間以内での駐車)その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能である。 ○ 道路使用(道路交通法第77条第1項各号)を伴う用務ではない。 <p>4 駐車可能な場所(該当する箇所の方に印を付けること。)</p> <p>次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある場合は、当該用務先の直近 <input type="checkbox"/> その他の車両にあつては、用務先から概ね100メートル以内 <input type="checkbox"/> これらの利用がおよそ不可能な理由 () 		
備 考		

注 規格は、A列4番縦長とする。

【記載要領】

別記様式第7号（第7条関係）

駐 車 許 可 申 請 書 警察署長 殿		第 【記載不要】 号 年 月 日 申請年日付
申 請 者	住 所 当該用務に従事すると認められる法人等又は、 氏 名 駐車を必要とする個人	
車 両 番 号	駐車を必要とする車両の登録番号(ナンバー)を記入	
駐車許可の日時	特定の日時を限定すること(複数の場合は「別紙のとおり」)	
駐車許可の場所	特定の場所を限定すること(複数の場合は「別紙のとおり」)	
駐車が必要な理由	駐車を必要とする用務を記入	
駐車場所周辺の見取り図	当該申請に係る場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したものは、別紙のとおりである。)	
<p>上記申請については、次のいずれにも該当(ただし、4についてはそのいずれかに該当)することから申請いたします。</p> <p>1 申請に係る日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではない。 ○ 目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものではない。 <p>2 申請に係る場所及び方法</p> <p>駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所、方法ではない。</p> <p>(1) 駐車禁止規制のみが行われている場所の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無余地となる場所及び放置駐車となる場所にあつては道路交通法第45条第1項各号に掲げる場所ではない。 <p>(2) 時間制限駐車区間の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所ではない。 <p>3 駐車に係る用務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関等による移動では目的が達成できない。 ○ 5分を超えない貨物の積卸し(時間制限駐車区間においては、道路標識等により表示された時間以内での駐車)その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能である。 ○ 道路使用(道路交通法第77条第1項各号)を伴う用務ではない。 <p>4 駐車可能な場所(該当する箇所□にレ印を付けること。)</p> <p>次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能である。</p> <p><input type="checkbox"/> 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある場合は、当該用務先の直近</p> <p><input type="checkbox"/> その他の車両にあつては、用務先から概ね100メートル以内</p> <p><input type="checkbox"/> これらの利用がおよそ不可能な理由 ()</p>		
備 考	いずれか該当する箇所に☑を付ける	

注 規格は、A列4番縦長とする。